|  |
| --- |
| **厚木土木事務所東部センター所管区域の事前チェック事項** |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** |
| 都市計画法第29条 | ・開発行為（建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更）の許可 | まちづくり・建築指導課 |
| 都市計画法第37条 | ・開発許可を受けた開発区域内の建築制限 |
| 都市計画法第41条 | ・用途地域の定められていない区域内の開発許可に基づく建築物の建ぺい率、高さ、壁面の位置等の制限 |
| 都市計画法第42条 | ・開発許可を受けた開発区域内の予定建築物等以外の建築等の制限 |
| 都市計画法第43条 | ・市街化調整区域内のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条他 | ・一定の土地における盛土又は切土による土地の形質の変更 | 河川下水道部　砂防課厚木南駐在所 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条 | ・急傾斜地崩壊危険区域内における工作物の設置・改造、のり切・切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取・集積等に関する行為 | 許認可指導課 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第10条 | ・土砂災害特別警戒区域における特定の開発行為に係る許可 |
| 河川法第55条 | ・ 河川保全区域内における土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築 |
| 特定都市河川浸水対策法第30条 | * 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、面積1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合の許可
 |
| 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条、旧条例第9条※ | * 建設工事に伴って生ずる500㎥以上の土砂を建設工事の区域外に搬出する場合の処理計画書等の届出
* 一定規模以上の土砂埋立行為を行おうとする場合の許可
 |
| 境界関係 | ・所管道路及び河川等の境界証明、確定 |
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | ・不特定多数の人が利用する公共的施設のうち指定施設に係るバリアフリー対応の協議 | まちづくり・建築指導課 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） | ・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議（認定を行う場合） |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） | ・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出 |

※神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和６年10月22日条例第79号）附則第２項から第４項の規定による

**所管市町村の事前チェック項目**

|  |  |
| --- | --- |
| **海老名市**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口： まちづくり部住宅まちづくり課〒243‐0492 海老名市勝瀬175-1 TEL：046‐235‐9392（但し、民間確認検査機関に確認申請するものについては、令和６年４月１日をもって、経由事務を廃止しました。）消防同意窓口：消防本部予防課〒243‐0411 海老名市大谷816　TEL：046‐231‐0948 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（大都市法） | * 海老名都市計画土地区画整理促進区域内（柏ケ谷瀧ノ本地区）において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を行う場合は、同法の許可を受けなければならない。
 | 住宅まちづくり課本庁舎4階 |  |
| 景観法海老名市景観条例 | * 一定規模以上の建築物、工作物の新築(設）、増改築、開発行為、木竹の伐採、特定照明設置について、事前に届出を要する。
 | 都市計画課本庁舎4階 |  |
| 都市計画地区計画 | * 都市計画法の規定に基づき、整備計画の定められた下記の地区計画区域内において、土地の区画形質の変更又は建築物の建築又は工作物の建設等をしようとする者は、事前に届出を要する。

・星谷地区、・河原口地区、・・大谷市場地区・柏ケ谷瀧ノ本地区・下今泉一丁目地区（＊）・望地二丁目地区（＊）・海老名駅駅間地区（＊）・中新田四丁目地区（＊）・横浜伊勢原線沿道東地区（＊）・海老名駅西口地区（＊）・横浜伊勢原線沿道西地区（＊）・海老名運動公園周辺地区（＊）・厚木駅南地区（＊）・海老名市役所周辺地区（＊）（＊）印のついた地区計画には、建築制限条例が定められています。 | 海老名駅東口地区は審査対象外 |
| 都市計画法第53条 | * 都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限
 |  |
| 海老名市中高層建築物の日影に関する条例（H30.4.1施行） | * 近隣商業地域及び準工業地域における鉄道事業地に生じる日影規制の緩和規定
 |  |
| 立地適正化計画（H31.3.29施行） | * 海老名市立地適正化計画の居住誘導区域外で行う３戸以上の住宅の建築等又は都市機能誘導区域外で行う誘導施設（大規模集客施設等）の建築等の際には事前の届出を要する。
 |  |
| 建築協定 | * 建築基準法の規定に基づく認可を受けた下記の建築協定区域内において、建築を行う場合は、あらかじめ各建築協定委員会の承認が必要である。
* 名鉄海老名緑苑
* 三井海老名住宅地
* 名鉄海老名緑苑（２次）
* 杉久保住宅地
* 上今泉第二住宅地
* かしわ台住宅地
* 浜田団地
* 中新田神成畑地区
 | 住宅まちづくり課本庁舎4階 |  |
| 海老名市住みよいまちづくり条例（H30.4.1施行） | * 海老名市住みよいまちづくり条例に定める特定開発事業
* 海老名市住みよいまちづくり条例に定める大規模開発事業
* 都市計画法第29条の許可を要する開発行為
* 事業区域500㎡以上の建築行為
* 高さ10ｍ以上の建築行為
* 海老名市住みよいまちづくり条例に定める市街化調整区域の行為

以上に該当する場合海老名市住みよいまちづくり条例の適用を受ける。 |  |
| * 5,000㎡以上の土地取引をする場合は、大規模土地取引行為の届出を要する。
 | 都市計画課本庁舎4階 |
| （道路境界確定） | * 道路境界査定、道路境界査定図交付
 | 道路管理課本庁舎4階 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **綾瀬市**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：都市部都市計画課　　　　 〒252-1192 綾瀬市早川550　　 TEL：0467‐77‐1111消防同意窓口：消防本部予防課 　　　　〒252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30　TEL：0467‐76‐2165　 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 綾瀬市開発行為に関する指導要綱（R07.4.1改正） | * 都市計画法第４条第12項に規定する開発行為（同法第29条許可を要するもの）
* 土地面積500㎡以上の建築行為
 | 都市計画課事務棟５階 |  |
| 綾瀬市建築に関する指導要綱（R07.4.1改正） | * 高さ10ｍ以上の建築行為（１種、２種低層住居専用地域内にあっては軒高７ｍ超、３階建て以上のもの）
* 一般集合住宅で８戸以上のもの
* ワンルーム集合住宅で６戸以上のもの
 | 一般⇒＞25㎡/戸ﾜﾝﾙｰﾑ⇒≦25㎡/戸 |
| 建築協定 | * 建築基準法の規定に基づく認可を受けた下記の建築協定区域内において、建築を行う場合は、あらかじめ各建築協定委員会の承認が必要である。
* 鶴ヶ台住宅地
 |  |
| 都市計画法第53条 | * 都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限
 | 都市計画課事務棟５階 | 提出部数　申請書・添付書類…各3部 |
| 都市計画地区計画 | * 都市計画法の規定に基づき、整備計画の定められた下記の地区計画区域内において、土地の区画形質の変更又は建築物の建築又は工作物の建設等をしようとする者は、事前にその行為の内容を届け出て、地区整備計画に適合しているか審査を受けなければならない。
* 与蔵山下地区（＊）
* 蓼川一丁目地区（＊）
* 上土棚中村地区（＊）
* 早川城山地区（＊）
* 深谷中央地区（＊）
* 吉岡西部地区（＊）
* 綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区（＊）
* 早川中央地区

（＊）印のついた地区計画には、建築制限条例が定められています。 | 都市整備課事務棟５階 | 提出部数申請書・添付書類…各1部 |
| 綾瀬市景観条例 | * 一定規模以上の建築物や工作物の築造及び開発行為等を行う場合は届け出が必要。
 | 提出部数申請書・添付書類…各2部 |
| （道路境界確定） | * 道路境界査定、道路境界査定図交付
 | 道路管理課事務棟４階 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **座間市**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：都市部都市整備課〒252-8566　座間市緑ケ丘1-1-1　　　TEL：046‐255‐1111（代表）消防同意窓口：予防課　　　〒252-0011　座間市相武台1-48-1　　 TEL：046‐256‐2211（代表） |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 座間市開発等事業指導要綱（R7.4.1改正） | * 都市計画法第29条の許可を要する開発行為
* 高さ10ｍを超える建築物（戸建て住宅及び併用住宅で高さ12ｍ未満の建築物を除く）
* 500㎡以上の土地にかかる建築行為（専用住宅・仮設建築物を除く）
* 14戸以上の住戸等を有する建築物
 | 都市整備課庁舎４階 |  |
| 建築協定 | * 建築基準法の規定に基づく認可を受けた下記の建築協定区域内において、建築を行う場合は、あらかじめ各建築協定委員会の承認が必要である。
* 緑ケ丘３丁目地区
* 立野台上自治会地区
* 相武台四丁目地区
 |  |
| 都市計画地区計画 | * 都市計画法の規定に基づき、整備計画の定められた下記の地区計画区域内において、土地の区画形質の変更又は建築物の建築又は工作物の建設等をしようとする者は、事前にその行為の内容を届け出て、地区整備計画に適合しているか審査を受けなければならない。
* 緑ケ丘第一住宅地区（＊）
* 座間東原ハイテクパーク地区（＊）
* 相模台通り地区（＊）
* 緑ケ丘地区（＊）
* 東原四丁目東原住宅地区（＊）
* 小田急相模原駅北口周辺地区（＊）
* 広野台二丁目地区
* キャンプ座間返還跡地地域地区

（＊）印のついた地区計画には、建築制限条例が定められています。 | 都市計画課庁舎４階 |  |
| 景観法座間市景観条例 | * 景観法の規定に基づき、景観計画区域（市全域）、特定景観区域（鈴鹿長宿特定景観計画地区）内において、一定規模以上の建築行為、開発行為にあたっては届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限の基準に適合する必要があります。
* 届出対象行為
* 景観計画区域（全市）

建築物・ 高さ15ｍを超えるもの。・ 建築面積1,000㎡を超えるもの。開発行為・ 2,000㎡を超える開発行為* 鈴鹿長宿特定景観計画地区

・ 延べ床面積が10㎡を超える以下の行為・ 建築物の新築、増築、改築又は移転・ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え。（建築確認申請が必要となる行為を届出対象行為としています。） |  |
| 都市計画法第53条 | ・都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限 | 提出部数　申請書・添付書類…各2部 |
| （市道の境界確定） | ・　市道の境界確定及び道路査定図交付 | 道路課庁舎４階 |  |
| （注）　・住戸等：住宅、店舗及び事務所の用に供する一区画の部分をいう。 |